

**《出入国在留管理庁からのお知らせ》**  
**～フィリピン国籍の方を特定技能外国人として受入れ予定の方へ～**

- 我が国の受入機関の方が、フィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れるに当たっては、フィリピンの制度上、
- ① フィリピン政府から認定を受けた送出国との募集取決め（Recruitment Agreement）の締結
  - ② 在東京フィリピン共和国大使館移住労働者事務所又は在大阪フィリピン共和国総領事館移住労働者事務所（MWO）への申請手続
  - ③ 移住労働者省（DMW（旧 P O E A）※）への特定技能所属機関としての登録手続が必要とされています。
- ※海外雇用庁（P O E A）は、移住労働者省（DMW）に統合されました。

- また、フィリピンの制度上、受入機関の方が上記の①から③の手続を経ないままフィリピン国籍の方と雇用契約を締結することは認められておらず、この点は、フィリピンから新たに受け入れる場合も、日本に在留する方を受け入れる場合も同様とのことです。

- 加えて、フィリピンの制度上、フィリピン国籍の方が特定技能外国人として出国するには、海外雇用許可書（O E C）の取得が必要とのことですが、O E Cを取得するためには、上記の①から③の手続を完了していることが前提とされており、手続を完了していない場合、O E Cが発行されず、これから雇用を予定している方あるいは再入国許可により一時帰国している方が来日できなくなるとのことです。

- フィリピン側は、フィリピン国籍の方の円滑な受入れのため、在留資格認定証明書の交付申請手続（フィリピンから新たに受け入れる場合）及び在留資格変更許可申請手続（日本に在留する方を受け入れる場合）を行う前に、受入機関の方が、まず上記の①から③の手続を済ませることが必要であるとしています。

- なお、O E Cの発行には、有効期限内の在留資格認定証明書が必要とのことです。

- フィリピン側の手続の概要（フローチャート、手続の解説及びQ&A）については、以下の出入国在留管理庁ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06\\_00117.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00117.html)

- フィリピン側の手続の詳細は、以下の問合せ先までお問い合わせ願います。

**【問合せ先】**

<p>在東京フィリピン共和国大使館移住労働者事務所（MWO）</p> <p>〔所在地〕 東京都港区六本木5-15-5</p> <p>〔電話番号〕 03-6441-0428、03-6441-0478</p> <p>〔メールアドレス〕 mwo_tokyo@dmw.gov.ph</p> <p>〔対応言語〕 英語、フィリピン語、日本語</p>	<p>在大阪フィリピン共和国総領事館移住労働者事務所（MWO）</p> <p>〔所在地〕 大阪府大阪市中央区淡路町4-3-5</p> <p style="text-align: center;">URBAN CENTER 御堂筋7階</p> <p>〔電話番号〕 06-6575-7593</p> <p>〔メールアドレス〕 mwoosaka.ssw@gmail.com</p> <p>〔対応言語〕 英語、フィリピン語、日本語</p>
--	---